

- 【会長】 議題「管理不全空家等及び特定空家等の判断基準の策定について」事務局からの説明を求めます。
- 【事務局】 (資料1・資料2・資料3に基づき、事務局より説明)
- 【会長】 事務局からの説明が終わりました。これより質疑に入ります。
- 【会長】 事務局からの説明のとおり、今回のポイントとしては、前回議論になったブロック塀かと思えます。鉄筋の有無に限らず、重い塀については60cmを超える場合は、基礎点を30点として判定をしていく。60cmというと概ねコンクリートブロックだと3段以上の高さになるかと思えます。
- 本協議会で議論したことがきれいに反映していただいております、良かったと思えますけれども、いかがでしょうか。
- 【会長】 よろしいでしょうか。ありがとうございます。
- それでは、この件についての質疑は終了させていただきます。
- 【会長】 本日、事務局より示された管理不全空き家等及び特定空き家等の判断基準の策定については、委員皆様から出されたご意見が反映されているというふうに考えます。事務局の説明にもありました通りこの後、最終調整等を行い、8月の運用に向けて取り組んでいただきたいと思えます。
- 【会長】 次に、その他案件「緊急性のある空き家等への対応について」事務局からの説明を求めます。
- 【事務局】 (当日資料に基づき、事務局より説明)
- 【会長】 事務局から説明が終わりました。報告ではありますが、ご意見・ご質問はございますでしょうか。
- 【〇〇委員】 措置を実施した後の写真に枯れた木が映っていますが、倒れる可能性はないのでしょうか。危ないように見えるのですが・・・。
- 【事務局】 枯れた木に見えるかもしれませんが、現地を確認している限りでは倒木しそうな状況ではないものと認識しており、今時点では対応が必要なものではないと考えております。資料の写真は3月時点のものでして、先日現地を再度確認した際には、樹木が繁茂しており、鬱蒼としている状況でした。
- 【〇〇委員】 今回の措置としては、解体しただけということではよいのでしょうか。瓦礫については現地に残し、処分まではやっていないということですね。

- 【事務局】 委員ご認識のとおりです。あくまで市の条例に基づく緊急安全代行措置としては最低限の措置を行うものとなりますので、危険な家屋の解体・侵入防止柵の設置のみを行ったところでは。
- 【会長】 私が聞いている限りでは、50万円弱の費用が掛かっているとのこと。これから所有者の方にはその金額を市へ納めていただくことになっているとのこと。
- 【〇〇委員】 最低限の措置ということで瓦礫を現地に残し、侵入防止柵を設置しているとのことですが、激しい雨や台風が来た時についてはどのような話になっているのでしょうか。また、今後の流れとしてはどのように所有者から説明を受けているのでしょうか。壊したのはいいものの、このまま5年10年が経過してしまうのは困ると思いますので、そのあたりのお話で何か所有者から聞いていることがあれば教えてください。
- 【事務局】 まず、所有者への説明についてです。当然ながら「最低限の措置で、瓦礫を敷地内に残すこと」「侵入防止柵を設置すること」については同意をいただいています。今後については、敷地の奥にある木造家屋・瓦礫ともに適正管理をお願いしていく形で、説明・連絡等を行っています。
- 梅雨や台風の時期に今後なってきますので、市でも定期的に現地を確認していく必要があると認識しております。ただ、何か事故等が起きてしまった際には、所有者の責任にはなってしまいますので、そこも所有者にはご理解いただいていると認識しております。
- 【〇〇委員】 先ほどの議題の判断基準を当てはめた場合、敷地奥の木造家屋については道路から離れているので、周辺への影響度は小さく見ていくことになるのでしょうか。
- 【事務局】 ご認識いただいている写真に写っている道路からの離隔は十分に取れているものかと思えます。しかし、反対側の面については隣地との境界に近い位置に家屋が位置しているため、判定上は離隔が十分に確保できていないものとして判断することになると認識しています。
- 【〇〇委員】 今後、この家屋については特定空家等に認定するという方向に進んでいく可能性があるかと認識していいでしょうか。
- 【事務局】 今時点で、特定空家等とは言い切れないため、管理不全空家等及び特定空家等の両方の可能性を考えて判断を今後していくことになると考えています。
- 【〇〇委員】 先ほどの基準の運用が始まって進んでいくと、将来的にはこの協議会で管理不全空家等に当てはまるかどうかといったことを議論していくということになるわけですね。
- 【事務局】 そのとおりです。「管理不全空家等・特定空家等に相当するのかという際のご意見」や「勧告などの法的措置を実施していく際のご意見」をいただくことになる予定です。認定した後も法的措置をとっていく段階で、ご意見をいただければと思っています。そういった意味も含め、年3回程度の開催を予定している次第です。

- 【会長】 他はよろしいでしょうか。
それではこの案件につきましては、これで終わりにいたします。
- 【会長】 その他、事務局から何かありますでしょうか。
- 【事務局】 それでは事務局の方から追加で1件、報告をさせていただきたいと思います。
(神奈川新聞社への記事訂正要求について 報告)
- 【会長】 こちらも報告ではありますけども、ご意見やご質問いかがでしょうか。
- 【会長】 判断基準については、他の自治体からも問い合わせがあったとのことでしたので、注目されている部分もあるかと思しますので、「記事の訂正」と併せて「基準の取組」が世に出ていくと良いのかなと思います。
- 【会長】 よろしいでしょうか。
- 【会長】 それではその他、何かありますでしょうか。よろしいでしょうか。
- 【会長】 本日の議題はすべて終了いたしました。
議事進行にご協力いただきありがとうございました。
進行を事務局へお返しします。